

○厚生労働省告示第五百五十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第八の六の三の(2)中「三時間」を「四・五時間」に改める。